

長野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

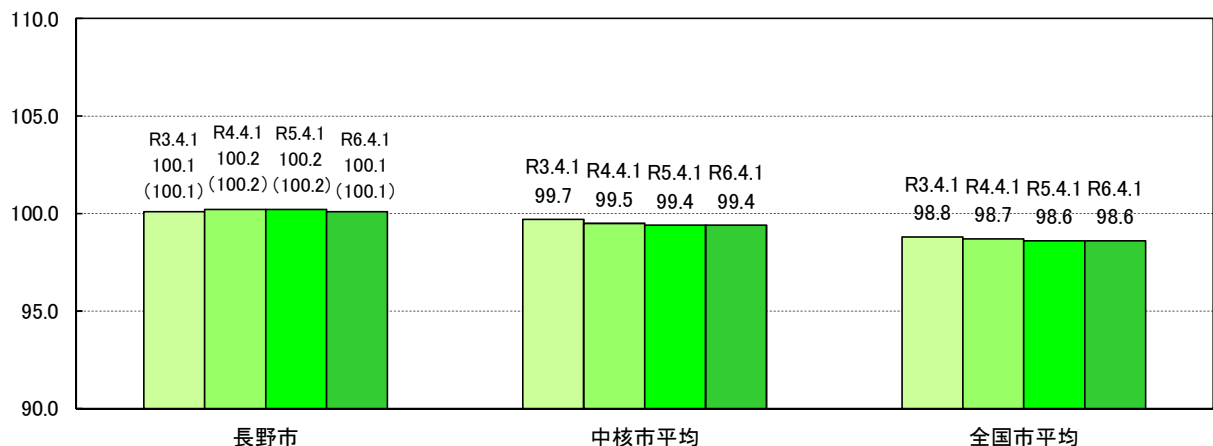
区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	人 365,572	千円 160,600,648	千円 3,708,801	千円 24,740,972	% 15.4	% 15.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 2,552	千円 9,803,452	千円 2,066,318	千円 4,181,921	千円 16,051,691	千円 6,290	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成28年3月31日をもっていわゆる「わたり」を廃止し、また平成30年3月31日をもって給与制度の総合的見直し等に伴う現給保障が終了しました。これら制度改革の推進により徐々に指数も低下し、平成31年にはラスパイレス指数が100ポイントまで低下しましたが、令和6年には100.1ポイントとなりました。今後も、適切な水準となるよう職員の給与体系を注視していきます。

(4) 給与改定の状況

(人事委員会を設置していないため省略)

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２８年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均０．４％引下げ（若年層については、最大３．３％引上げ、高齢層については最大２．８％引下げ）しました。
なお、激変緩和のため、２年間の経過措置（現給保障）を実施していましたが、平成３０年３月３１日をもって廃止となりました。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを行いました。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準３％に対し、長野市においても３％を支給

（参考）

	平成27年度	平成28年度		平成29年度 ～令和6年 度
		4月1日 時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	３％	３％	３％	３％
長野市の支 給割合	３％	３％	（遡及改 定なし）	３％

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを行いました。（平成２８年４月１日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長野市	44.8歳	339,300円	413,206円	387,941円
長野県	45.0歳	327,900円	395,182円	360,633円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
中核市	42.3歳	322,065円	406,828円	366,830円

②技能労務職

公 務 員						民 間			参考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
長野市	52.2歳	105人	351,900円	390,946円	382,369円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.4歳	26人	363,500円	416,004円	400,786円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.32
うち学校給食員	51.5歳	50人	338,600円	368,698円	364,492円	飲食物調理従事者	45.0歳	260,500円	1.42
うち用務員	56.6歳	6人	346,700円	383,150円	375,942円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.57
うち自動車運転手	51.6歳	3人	408,000円	442,033円	434,141円	乗用自動車運転者（タクシー運転者除く）	58.0歳	183,200円	2.41
その他	52.2歳	20人	363,300円	409,075円	397,332円	—	—	—	—
長野県	*	*	*	*	*	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
中核市	50.9歳	183人	319,664円	376,837円	350,144円	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長野市	—	—	—
うち清掃職員	6,836.7千円	4,376.3千円	1.56
うち学校給食員	6,087.0千円	3,409.8千円	1.79
うち用務員	6,316.0千円	3,297.3千円	1.92
うち自動車運転手	7,360.8千円	2,387.5千円	3.08
その他	6,784.9千円	—	—

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3カ年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野市	45.3歳	402,100円	446,331円
長野県	46.3歳	368,800円	411,463円
中核市	46.4歳	381,406円	446,739円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われている扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		長 野 市	長 野 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	206,800円	206,800円	196,200円
	高校卒	174,600円	174,600円	166,600円
技 能 労 務 職	高校卒	174,600円	170,300円	—
高等学校教育職	大学卒	231,000円	231,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

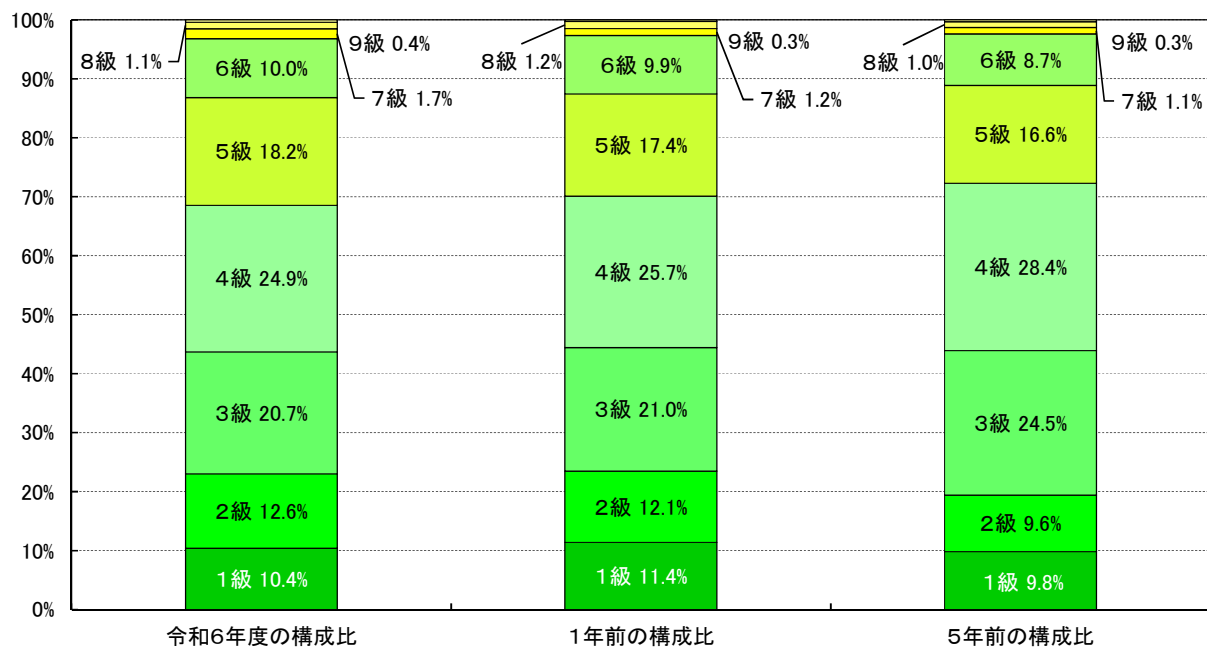
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	273,976円	366,255円	375,064円	397,802円
	高校卒	240,600円	317,960円	359,075円	378,114円
技能労務職	高校卒	—	—	—	350,420円
教 育 職	大学卒	330,500円	393,050円	416,500円	*

3 一般行政職の級別職員数等の状況

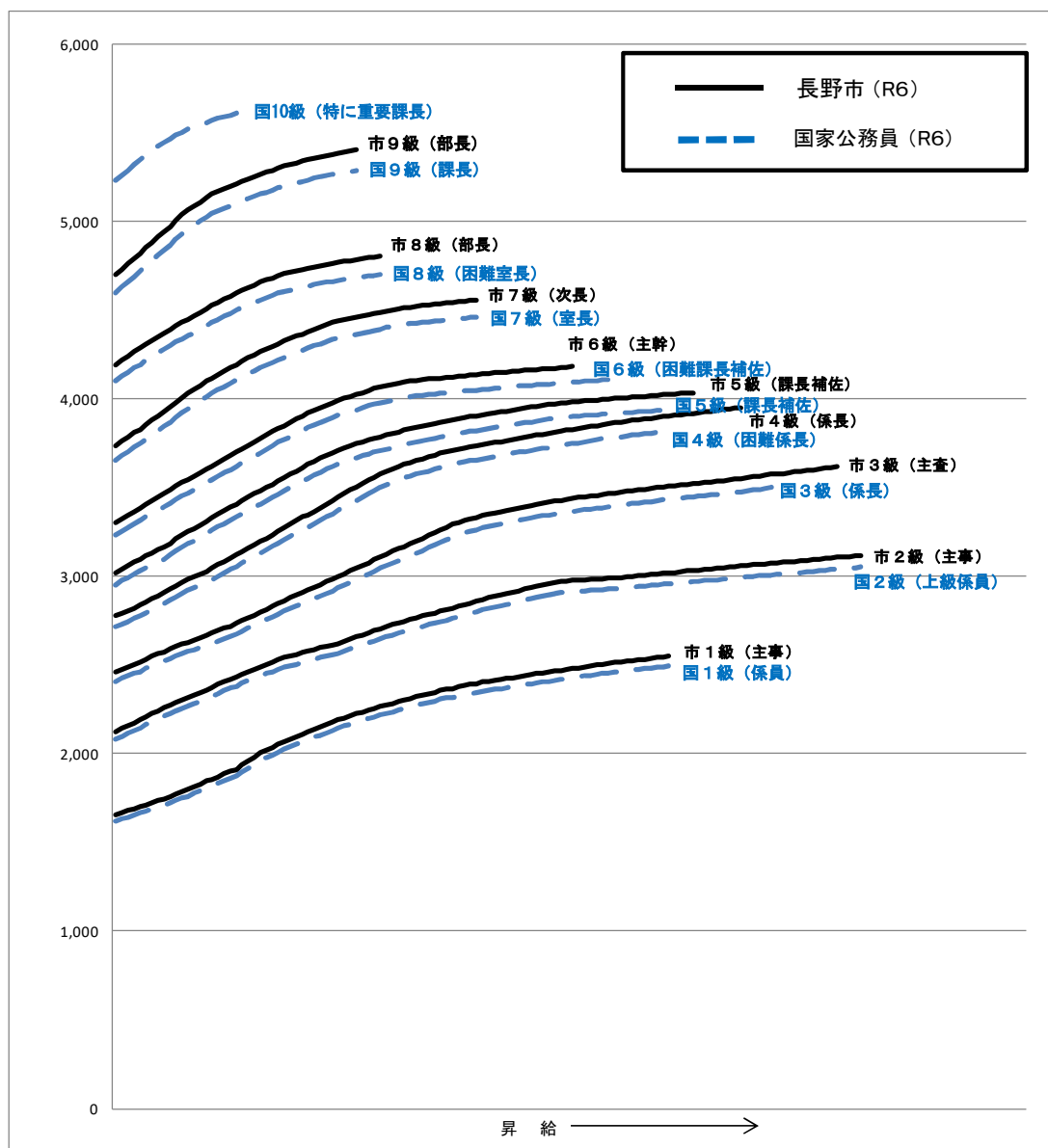
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補、技師又は技師補の職務	157人	10.4%	165,600円	254,800円
2 級	高度の知識及び経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	190人	12.6%	212,500円	311,800円
3 級	主査の職務	312人	20.7%	246,100円	361,800円
4 級	係長の職務	375人	24.9%	277,500円	395,100円
5 級	課長補佐の職務	275人	18.2%	301,800円	403,500円
6 級	課長の職務	151人	10.0%	330,100円	418,200円
7 級	次長の職務	25人	1.7%	373,400円	455,900円
8 級	部長の職務	17人	1.1%	419,200円	480,200円
9 級	困難な業務を行う部長の職務	6人	0.4%	469,900円	540,400円

(注) 1 長野市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長野市	長野県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,680千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,714千円	-
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（長野市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

長野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	勤続35年	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	最高限度	47.7090月分	47.709000月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,862千円	21,334千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			316,994千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			126,494円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都（特別区）	20.0%	6人	20.0%
長野市	3.0%	2,533人	3.0%
長野市（高校教育職）	1.7%	40人	3.0%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度普通会計決算）	44,751千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度普通会計決算）	89,320円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	21.0%
手当の種類（手当数）	29

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の滞納整理のため外勤したとき	千円 0	日額 450円
市税外収入金の滞納整理事務手当	右の業務に従事した職員	市税外収入金（国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料を除く。）の滞納整理のため外勤したとき	千円 7	日額 400円
感染症等予防作業手当	右の業務に従事した職員	(1) 感染症患者（四類感染症患者及び五類感染症患者を除く。）若しくは市長が認める患者等の救護又は感染症病原体が付着した物件若しくは付着する危険のある物件の処理作業に従事した職員	千円 25	日額 500円
	右の業務に従事した職員	(2) 家畜伝染病にかかっている家畜又はその疑いのある家畜の防疫作業に従事した職員	千円 0	日額 400円

	右の業務に従事した職員	(3)狂犬病予防のための犬等の捕獲作業に従事した職員	千円 2	ア 日額 300円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 150円
	右の業務に従事した職員	(4)保健所職員で、結核患者の訪問指導業務に従事したもの	千円 21	ア 日額 500円 イ 従事時間が5時間未満の場合 日額 250円
	右の業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に直接接して行う作業 新型コロナウイルス感染症の患者等からの検体作業 自動車における新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送中の介助 新型コロナウイルス感染症の患者等への診療、看護	千円 278	ア 日額 4,000円 イ 従事時間が1時間以上4時間未満の場合 日額 2,400円
	右の業務に従事した職員	その他新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に直接接して行う作業 新型コロナウイルス感染症の患者等からの対面での聴き取り 軽症者宿泊施設における新型コロナウイルス感染症の患者等への案内等 自動車における新型コロナウイルス感染症の患者等の搬送中の介助	千円 60	ア 日額 4,000円 イ 従事時間が1時間以上4時間未満の場合 日額 2,400円 ウ 従事時間が1時間未満 日額 1,800円
	右の業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症の患者の使用した物件の処理作業	千円 0	ア 日額 3,000円 イ 従事時間が4時間未満の場合 日額 1,800円
社会福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保護又は援護に関する事務に従事したとき	千円 5,406	月額 6,000円
行旅死病人等取扱手当	右の業務に従事した職員	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事したとき	千円 390	1 体 5,000円
		行旅病人の取扱いに従事したとき	千円 0	1 件 2,000円
精神保健福祉業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、直接精神障害者に接して行う相談及び指導の業務又は指定医の診察の立会いの補助作業若しくは入院のための護送の補助作業に従事したとき	千円 0	ア 日額 300円 イ 家庭訪問指導に従事した場合 日額 400円 ウ 護送の補助作業に従事した場合 日額 500円
放射線取扱手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、エックス線その他の放射線を照射する作業又はその補助の作業に従事したもの	千円 4	日額 300円
病理細菌検査業務手当	右の業務に従事した職員	保健所職員で、病原体の検索若しくは培養を目的とした試験検査の作業又は採血の作業に従事したとき	千円 155	ア 日額 300円 イ 採血の作業に従事した場合 日額 400円
公害等検査業務手当	右の業務に従事した職員	公害及び廃棄物の処理に係る立入検査、現場調査又は試験検査業務に従事したとき	千円 429	ア 日額 300円 イ 毒物及び劇物を取扱う検査又は調査業務に従事した場合 日額 500円
高所等作業手当	右の業務に従事した職員	地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は地面から5メートル以上の深さの落盤のおそれのある箇所において行う監督、検査等の作業に従事したとき	千円 13	日額 200円

		斜度30度以上の斜面で高低差5メートル以上の滑落の危険が特に著しい箇所において行う監督、測量及び検査の作業に従事したとき	千円 0	日額 200円
道路及び河川水路維持改修作業手当	右の業務に従事した職員	道路又は河川水路の維持改修の作業に従事した職員	千円 215	ア 道路上で行う作業に従事した場合 日額 300円 イ 河川水路内で行う作業に従事した場合 日額 500円
清掃業務手当	右の業務に従事した職員	し尿の収集に関する苦情を処理するため現場確認業務に従事したとき	千円 0	日額 300円
	清掃センター又は衛生センターに勤務する職員で、右の業務に従事した職員	電気若しくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したとき	千円 2,815	ア 電気もしくは機械の操作、水質検査、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又はし尿若しくは汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 500円 イ 炉、ピット、受入槽又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円
		ごみその他の廃棄物の収集等処理作業、分別に係る指導若しくは啓発の業務、クレーンの操作、し尿若しくは汚泥の収集等処理作業又は炉、ピット、受入槽若しくは貯留槽内の整備清掃の作業に従事したもの	千円 1,559	ア ごみその他の廃棄物の収集等処理作業又は分別に係る指導若しくは啓発の業務に従事した場合 日額 500円 イ クレーンの操作に従事した場合 日額 550円 ウ し尿又は汚泥の収集等処理作業に従事した場合 日額 700円 エ 炉、ピット、受入層又は貯留槽内の整備清掃の作業に従事した場合 日額 900円
死獣収集業務手当	右の業務に従事した職員	犬、猫等の死体の収集作業に従事したとき	千円 457	1件 300円
電気主任技術者手当	右の業務に従事した職員	電気主任技術者を命ぜられたとき	千円 72	月額 3,000円
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地における、権利者との困難な交渉業務に従事したとき	千円 0	日額 300円
災害等緊急出動手当	右の業務に従事した職員	豪雨等異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視の業務又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業に従事したとき	千円 18	ア 巡回監視の業務に従事した場合 日額 300円 イ 応急作業に従事した場合 日額 500円
	建設部道路課、河川課又は維持課職員で、右の業務に従事した職員	正規の勤務時間外又は休日等に緊急に処理が必要な業務（上記の業務等を除く。）に従事したとき	千円 129	日額 200円
医療業務手当	右の業務に従事した職員	診療所において医療業務に従事したとき	千円 0	月額 150,000円

歯科医療業務手当	右の業務に従事した職員	歯科診療所において歯科医療業務に従事したとき	千円 0	月額 50,000円
獣医業務手当	右の業務に従事した職員	家畜診療業務に従事したとき	千円 0	月額 25,000円
除雪手当	右の業務に従事した職員	除雪用機械を運転し、道路等の除雪作業に従事したとき	千円 14	日額 500円
索道技術管理者手当	右の業務に従事した職員	戸隠スキー場のリフト管理責任者に従事したとき	千円 0	月額 10,000円
ボイラーの操作従事手当	右の業務に従事した職員	伝熱面積25平方メートル以上のボイラーの操作に従事したとき	千円 0	日額 200円
出動作業手当	右の業務に従事した職員	水火災等のため出動し、消防作業（救急業務を除く。）に従事したとき	千円 1,797	ア 出動1回 300円 イ 冬期間(12月1日から翌年の3月31日までの間をいう。)に消火作業に従事した場合 出動1回 400円 ウ 重大な災害（災害対策本部が設置されたものに限る。）のため出動し、災害対策本部長が特に危険と認める消防作業に従事した場合 出動1回 500円
	右の業務に従事した職員	救急現場に出動し、救急業務に従事したとき	千円 22,911	ア 出動1回 250円(救急救命士にあつては出動1回300円) イ 消防長が特に認める患者等を搬送した場合 出動1回 750円
	右の業務に従事した職員	救急現場に出動し、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する救急業務に従事したとき	千円 1,508	日額 4,000円
深夜出動手当	右の業務に従事した職員	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に出動し、又は当該出動に係る通信指令業務に従事したとき	千円 4,194	ア 出動等の従事時間が1時間未満の場合 300円 イ 出動等の従事時間が1時間以上2時間未満の場合 400円 ウ 出動等の従事時間が2時間以上の場合 500円
特殊作業手当	右の業務に従事した職員	地面から5メートル以上高い又は低い足場の不安定な箇所において消防作業に従事した場合	千円 63	出動1回 200円
		毒物又は劇物の処理作業に従事した場合	千円 0	出動1回 500円
		潜水して行う作業に従事した職員	千円 0	出動1回 500円
		災害時の現場において、遺体の収容作業に従事した職員	千円 42	1件 1,000円

はしご車等操作手当	右の業務に従事した職員	災害等の現場において、はしご車又は救助工作車の操作（運転を除く。）に従事したとき	千円 9	出動1回 200円
入学者選抜手当	右の業務に従事した学校職員	入学者選抜のための審査又は採点の事務に従事したとき	千円 104	1時間 240円
教員特殊業務手当	右の業務に従事した学校職員	ア 学校の管理課において行う非常災害時等の緊急業務 イ 修学旅行、林間、臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの ウ 教育委員会が定める対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの エ 学校の管理課において行われる部活動における生徒に対する指導業務で泊を伴うもの	千円 1,991	1日（泊を伴うものにあつては1泊） ア 8,000円 イ 5,100円 ウ 5,100円 エ 3,600円
教育業務連絡指導手当	右の業務に従事した学校職員	学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定めるものの職務を担当する学校職員が、当該担当に係る業務に従事したとき	千円 63	1日 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	506,307千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	202千円
支給実績（令和4年度決算）	522,675千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	271千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員 1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。			千円	円
	区分	手当の額		315,135	259,370
	配偶者、父母、祖父母、孫、弟妹、重度障害者	6,500円 なお、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3,500円。			
	子	1人につき10,000円 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額。			

初任給調整手当	医師等免許等を必要とするものの職のうち、採用による欠員補充が困難と認められる職員に対し支給。 <table><tr><td>区分</td><td>手当の額</td></tr><tr><td>医師等</td><td>国家試験に合格してからの期間に応じ上限 368,800円まで</td></tr></table>	区分	手当の額	医師等	国家試験に合格してからの期間に応じ上限 368,800円まで	同じ	—	千円 930	円 465,000				
区分	手当の額												
医師等	国家試験に合格してからの期間に応じ上限 368,800円まで												
住居手当	月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 <table><tr><td>区分</td><td>手当の額</td></tr><tr><td>借家等</td><td>[家賃相当額月27,000円以下] 支給額＝家賃相当額－16,000円 [家賃相当額月27,000円超] 支給額＝11,000円＋（家賃相当額－27,000円）×1/2 （支給限度額：28,000 円）</td></tr></table>	区分	手当の額	借家等	[家賃相当額月27,000円以下] 支給額＝家賃相当額－16,000円 [家賃相当額月27,000円超] 支給額＝11,000円＋（家賃相当額－27,000円）×1/2 （支給限度額：28,000 円）	同じ	—	千円 152,380	円 300,553				
区分	手当の額												
借家等	[家賃相当額月27,000円以下] 支給額＝家賃相当額－16,000円 [家賃相当額月27,000円超] 支給額＝11,000円＋（家賃相当額－27,000円）×1/2 （支給限度額：28,000 円）												
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。 <table><tr><td>区分</td><td>手当の額</td></tr><tr><td>公共交通機関利用者</td><td>6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）</td></tr><tr><td>交通用具使用者</td><td>距離に応じて 2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）</td></tr></table>	区分	手当の額	公共交通機関利用者	6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）	交通用具使用者	距離に応じて 2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）	異なる	（国） 交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円	千円 194,454	円 89,693		
区分	手当の額												
公共交通機関利用者	6箇月を超えない最長の通用期間の定期券等の額で一括支給（電車・バス等）を支給。（上限55,000円）												
交通用具使用者	距離に応じて 2,000円～32,600円を支給。（徒歩通勤除く、自動車・バイク・自転車とも同額）												
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ 8,000円～70,000円を加算。	同じ	—	千円 1,632	円 408,000								
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 0	円 0								
別管勤務職手当特	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき 8,000円以内（勤務が6時間を超える場合には12,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 393	円 393,000								
夜間当勤務	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 6,924	円 28,379								
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。 <table><tr><td>職 (行政職)</td><td>手当の額</td></tr><tr><td>部長級</td><td>84,000円 ～ 91,000円</td></tr><tr><td>課長級</td><td>63,000円</td></tr><tr><td>課長補佐級</td><td>48,000円</td></tr></table>	職 (行政職)	手当の額	部長級	84,000円 ～ 91,000円	課長級	63,000円	課長補佐級	48,000円	異なる	（国） 部長級 94,800円～130,700円 課長級 59,000円～80,700円 支給単価	千円 364,387	円 650,690
職 (行政職)	手当の額												
部長級	84,000円 ～ 91,000円												
課長級	63,000円												
課長補佐級	48,000円												

寒冷地手当	条例で定める地域に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増加分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。			同じ	—	千円	円
						157,583	65,934
	世帯等の区分	世帯主である職員				その他の職員	
		扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員				
月額	17,800円	10,200円	7,360円				

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料			(参考) 中核市における最高/最低額	
	市 長	1,097,000円	1,180,000円	707,000円
	副 市 長	899,000円	960,000円	696,000円
報 酬	議 長	732,000円	823,000円	584,000円
	副 議 長	654,000円	747,000円	504,000円
	議 員	606,000円	700,000円	475,000円
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	3.40月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.40月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	1,097,000円 × 在職月数 × 0.42	22,115,520円	任期毎
	副 市 長	899,000円 × 在職月数 × 0.294	12,686,688円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

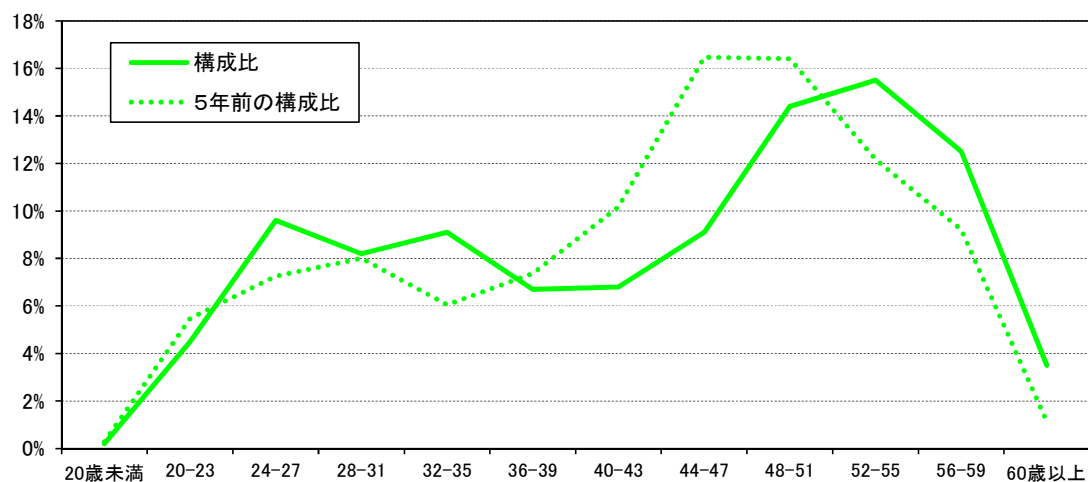
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	16人	16人	0人	国体関連業務増による増 介護関連業務の見直しによる増 新型コロナウイルス関連業務の見直しによる減 都市計画関連業務の見直しによる減
		総務企画	478人	482人	4人	
		税 務	138人	139人	1人	
		民 生	446人	471人	25人	
		衛 生	253人	250人	△3人	
		労 働	4人	3人	△1人	
		農林水産	75人	76人	1人	
		商 工	60人	61人	1人	
		土 木	311人	309人	△2人	
		計	1,781人	1,807人	26人	<参考>人口1万人当たり職員数 49.43人 (中核市の人口1万人当たり職員数 47.84人)
	教 育 部 門	287人	292人	5人	スポーツ関連業務増による増	
	消 防 部 門	484人	488人	4人	消防関連業務増による増	
	小 計	2,552人	2,587人	35人	<参考>人口1万人当たり職員数 70.77人 (中核市の人口1万人当たり職員数 65.57人)	
公営企業等会計部門	病 院	17人	17人	0人	介護関連業務の見直しによる減	
	上 下 水 道	166人	167人	1人		
	そ の 他	96人	85人	△11人		
	小 計	279人	269人	△10人		
合 計			2,831人 [3,021人]	2,856人 [3,021人]	25人 [0人]	<参考>人口1万人当たり職員数 78.12人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 6	人 128	人 274	人 234	人 259	人 192	人 193	人 261	人 410	人 442	人 357	人 100	人 2,856

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 別 \ 年 度	R01	R02	R03	R04	R05	R06	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,753人	1,763人	1,768人	1,763人	1,781人	1,807人	54人 (3.1%)
教 育	288人	289人	297人	292人	287人	292人	4人 (1.4%)
消 防	486人	483人	484人	484人	484人	488人	2人 (0.4%)
普通会計 計	2,527人	2,535人	2,549人	2,539人	2,552人	2,587人	60人 (2.4%)
公営企業 等会計計	284人	286人	283人	283人	279人	269人	△15人 (△5.3%)
総 合 計	2,811人	2,821人	2,832人	2,822人	2,831人	2,856人	45人 (1.6%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
5年度	千円 5,670,972	千円 1,090,540	千円 703,460	% 12.4	% 12.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 194,358 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 105	千円 452,509	千円 62,473	千円 180,585	千円 695,567	千円 6,624	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 野 市	46.0歳	357,865円	552,038円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職（水道事業）	長野市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,720千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,680千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

企業職（水道事業）			長野市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （3～30%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	2,861千円	21,334千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			14,160千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			134,855円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
長野市	3.0%	105人	3.0%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			938千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			17,056円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			52.4%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	10千円	日額300円ただし、 削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業または汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	229千円	日額500円

水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	15千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	216千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によって出勤し、復旧の業務に従事した職員	470千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	23,740千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	245千円
支給実績（令和4年度決算）	24,655千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	283千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 月額6,500円 子（22歳まで） 月額10,000円 ※16歳～22歳までの子1人につき月額5,000円加算	同	—	16,615千円	234,008円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者 ※上限月額28,000円	同	—	7,653千円	263,892円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用の場合 定期券・回数券代を支給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同	—	9,475千円	99,728円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、異動前の住所から通勤が困難であり、単身で生活するものの 月額23,000円～68,000円	同	—	456千円	456,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額48,000円～91,000円	同	—	12,748千円	637,380円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か否か、扶養親族の有無）により、月額7,360円～17,800円 ※11月～3月までの各月に支給	同	—	7,465千円	75,399円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額の25/100	同	—	0千円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和 4 年度の総費用に 占める職員給与費比率
5 年度	千円 11,620,364	千円 1,925,960	千円 358,507	% 3.1	% 2.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 162,144 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)下水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
5 年度	人 61	千円 258,629	千円 35,797	千円 104,693	千円 399,118	千円 6,543	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
長 野 市	43.3 歳	352,837 円	545,245 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企業職（水道事業）	長野市（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,716 千円	1 人当たり平均支給額（令和 5 年度） 1,680 千円
（令和 5 年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375）月分 （ 0.975）月分	（令和 5 年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 1.375）月分 （ 0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

企業職（水道事業）			長野市		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （3～30%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （3～30%加算）		
1人当たり平均支給額	0千円	0千円	1人当たり平均支給額	2,861千円	21,334千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			7,786千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			127,638円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
長野市	3.0%	61人	3.0%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			219千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			21,852円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			52.4%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和5年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
用地交渉手当	右の業務に従事した職員	現地において用地の交渉業務に従事する職員で、権利者との困難な交渉業務	0千円	日額300円
作業手当	右の業務に従事した職員	水道又は下水道の維持改修の作業	2千円	日額300円ただし、 削岩機を使用した場合は、日額400円
施設維持管理手当	右の業務に従事した職員	水源、浄水場、配水池又は処理場の維持管理のため、毒物、劇物若しくは特定化学物質を取り扱う作業、高圧ガス若しくは電気の操作等の作業または汚水若しくは汚泥その他の汚物の処理作業	84千円	日額500円

水質検査手当	右の業務に従事した職員	水質検査	15千円	日額120円
深所高所監督手当	右の業務に従事した職員	坑内、地面若しくは水面から5メートル以上の高さの足場の不安定な箇所又は急傾斜地で滑落の危険が特に著しい箇所において行う工事の監督、検査等の作業	0千円	日額300円
電気主任技術者手当	右の職務を命じられた職員	電気主任技術者	69千円	月額3,000円
特別招集手当	右の業務に従事した職員	勤務時間外において水道又は下水道に重大な事故が発生した際に、招集によって出動し、復旧の業務に従事した職員	50千円	1件1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	13,937千円
職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	290千円
支給実績（令和4年度決算）	14,745千円
職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	314千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 月額6,500円 子（22歳まで） 月額10,000円 ※16歳～22歳までの子1人につき月額5,000円加算	同	—	8,752千円	250,049円
住居手当	16,000円を超える家賃支払者 ※上限月額28,000円	同	—	4,995千円	293,838円
通勤手当	・交通用具を使用の場合 距離に応じて月額2,000円～32,600円 ・公共交通機関を使用の場合 定期券・回数券代を支給（上限月額55,000円） ※いずれの場合も通勤距離が片道2km以上の場合に支給	同	—	4,375千円	89,289円
単身赴任手当	異動に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居する職員で、異動前の住所から通勤が困難であり、単身で生活するものの 月額23,000円～68,000円	同	—	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額48,000円～91,000円	同	—	7,962千円	723,818円
寒冷地手当	世帯の区分（世帯主か否か、扶養親族の有無）により、月額7,360円～17,800円 ※11月～3月までの各月に支給	同	—	4,309千円	70,637円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までに勤務を命ぜられた職員に支給 1時間当たりの給与額の25/100	同	—	0千円	0円